

沖縄県における災害時の物資供給に関する 運用マニュアル

県本部編

本編

2026 年 3 月

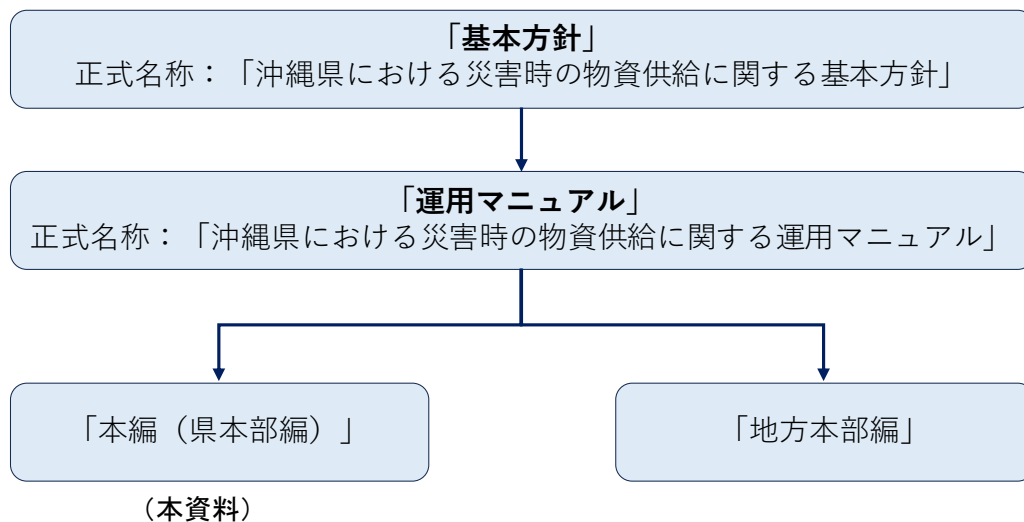
沖縄県

はじめに

■運用マニュアルの目的と位置づけ

- ・ 沖縄県の災害ロジスティクスに関する指針・ノウハウ・参考情報等を整理した資料は、「基本方針」（正式名称案：沖縄県における災害時の物資供給に関する基本方針）と「運用マニュアル」（正式名称案：沖縄県における災害時の物資供給に関する運用マニュアル）がある。
 - ・ 運用マニュアルは、沖縄県において大規模災害が発生した場合に県本部・地方本部の取るべき具体の手順と役割分担、対応時に有用と考えられる情報等を示すものであり、本マニュアル（運用マニュアル県本部編）は、特に県災害対策本部総括情報部（県本部）避難所・物資支援班配置職員用向けに整理したものである。
- ※別で沖縄県災害対策本部各地方本部（地方本部）の対応手順等をまとめた「地方本部編」を整備
- ・ これに対して、「基本方針」は、沖縄県において想定される大規模災害（※）に備えるための平時の取組、その大規模災害が実際に発生した場合の対応における県本部・地方本部の取るべき手順と役割分担、対応時に有用と考えられる情報等を整理したものである。

図表 0－1 マニュアルの構成



※ いずれも想定する災害は、沖縄本島南東沖地震 3 連動、八重山諸島南方沖地震 3 連動。

※ 3 連動とは琉球海溝沿いの 3 つの異なるプレート固着域がほぼ同時あるいは連続して巨大地震（想定されるマグネチュードは 8 以上）を引き起こす地震モデルであり最大規模の被害が想定されている。

■県災害対策本部総括情報部避難所・物資支援班の役割

県内で震度6弱以上を観測する地震が発生するなどの場合、沖縄県地域防災計画及び沖縄県災害対策本部運営要綱に基づき「沖縄県災害対策本部総括情報部（県本部）」に災害応急対策を強力に推進するため特例組織（班）が設置され、各班に定められた災害応急対策を既存課と協力して実施する。

この特例組織（班）のうち、「避難所・物資支援班」は、食料等物資の調達及び供給、物資の提供・輸送、物資等の集積拠点の確保等の物資輸送関係業務ほか、避難所運営支援等を実施する。

※ 避難所・物資支援班員は福祉政策課・生活安全安心課・観光振興課・交流推進課・交通政策課・都市公園課・学校体育課の職員が充てられており、これに加えて本部活動支援班（特例組織）による職員動員（場合によっては県外からの支援）を受けて業務を実施する。

<参考> 沖縄県災害対策本部運営要綱（抜粋（本部組織の特例））

第6条の2 県内で震度6弱以上が発表される等災害の規模その他の状況により本部長が災害応急対策を強力に推進する必要があると認める場合には、（略）

2 前項の場合には、第5条第4項の規定にかかわらず、総括情報部に別表第4の左欄に掲げる班を置き、当該班に班長及び班員（略）を置く。

3 班長（総括班、避難所・物資支援班及び本部活動支援班にあっては、班長及び副班長）は別表第4の左欄に掲げる班の区分ごとに、同表の中欄に掲げる職にある者をもって充て、班員は同欄に掲げる職員のうちから当該職員が勤務する課の長が指名する者（情報収集・伝達班にあっては、当該者及び第10条第4項に規定する情報・初期対応要員）をもって充てる。

別表第4(第6条の2関係)

班名	班長等	分掌事務
避難所・物資支援班	班長 生活安全安心課副参事 副班長 交通政策課室長 班員 福祉政策課職員 生活安全安心課職員 観光振興課職員 交流推進課職員 交通政策課職員 都市公園課職員 教育庁保健体育課職員	1 避難所に関する情報収集に関すること。 2 避難所の運営に関する支援に関すること。 3 災害時の要配慮者対策に関すること。 4 食料等物資の調達及び供給に関すること。 5 物資の提供及び輸送に関すること。 6 物資等の集積拠点の確保に関すること。 7 災害ボランティアに関すること。 8 その他総括情報部長が特に命ずること。

■運用マニュアルの活用方法

物資輸送業務については過去の災害において様々な課題が確認されている（参考：基本方針1-2）。これらを踏まえた本県における考え方を基本方針として整理し、このうち動員職員を含めた避難所物資支援班職員の発災時の具体的な作業を本マニュアルに抜粋している。

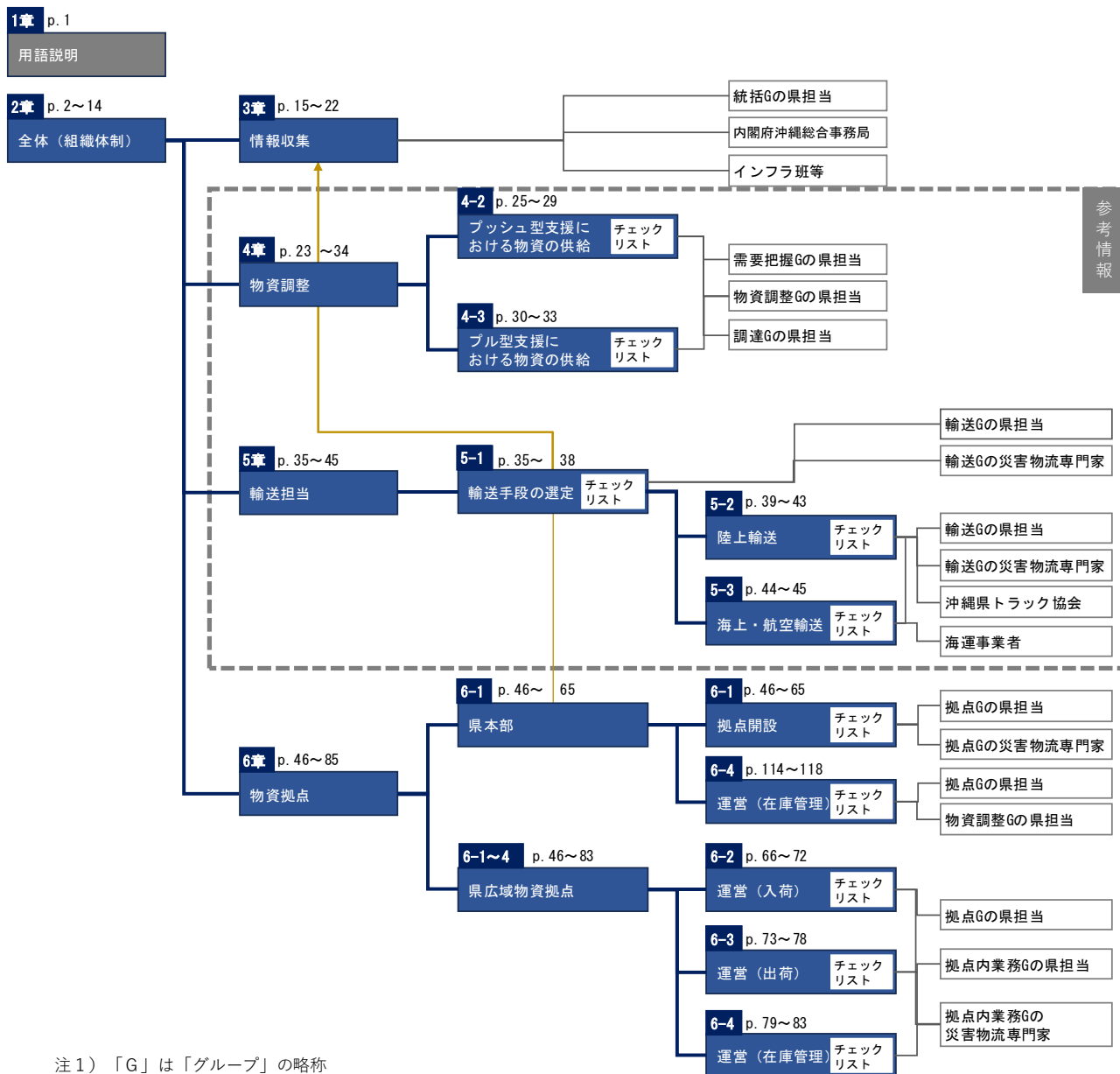
対応職員は本マニュアル図表2-1-1～3の確認後、特に各員に示された配置（グループ・係）の役割を踏まえて、本マニュアル第3章以降の各業務に対応されたい（背景は基本方針の各項目を参照）。

- ※ 3章以降について「役割分担」に主に係ごとの業務概要を示し、「業務フロー」と「チェックリスト」（両資料対応）に連絡調整の流れを記載し、加えてポイントとして留意点等を整理している。

■運用マニュアルの構成

本編のおおよその構成は図表 0－2 のとおり。

図表 0－2 本マニュアル本編の構成



目次

<本 編>

第1章 用語の定義	1
第2章 組織体制	2
2-1 概要	2
2-2 人員配置	9
2-3 物資支援チームの必要資機材	10
2-4 物資支援チームの運用	11
2-4-1 配席	11
2-4-2 ホワイトボードの活用	12
2-4-3 その他チーム運営上の必要事項	15
2-4-4 その他拠点運営上の留意事項（参考情報）	17
第3章 情報収集	18
3-1 避難所・市町村地域内輸送拠点に関する情報収集	19
3-2 県広域物資輸送拠点に関する情報収集及び各地方本部への共有	23
3-3 道路状況に関する情報収集	25
3-3-1 道路損壊状況に関する情報収集	25
3-3-2 交通規制状況に関する情報収集	28
3-3-3 道路啓開に関する情報収集	28
3-4 物流結節点に関する情報収集	29
3-4-1 県内港湾に関する情報収集及び地方本部との共有	29
3-4-2 県内空港に関する情報収集及び地方本部との共有	30
3-4-3 燃料確保に関する情報	31
3-5 連絡手段の確保	32
第4章 物資調整	33
4-1 物資調整の対応	34
4-2 プッシュ型支援における物資の供給	35
4-2-1 役割分担	35
4-2-2 作業手順	36
4-2-3 留意事項	41
4-3 プル型支援における物資の供給	42
4-3-1 役割分担	42
4-3-2 作業手順	43
4-3-3 留意事項	47
4-4 物資の調達	48
4-4-1 役割分担	48
4-4-2 作業手順	48

第 5 章 輸送に関する作業手順	53
5-1 輸送手段の選定	54
5-1-1 輸送手段の分類	54
5-1-2 役割分担	54
5-1-3 作業手順	55
5-2 陸上輸送	58
5-2-1 役割分担	58
5-2-2 作業手順	59
5-3 海上・航空輸送	68
5-3-1 役割分担	68
5-3-2 作業手順	70
5-3-3 留意事項	79
第 6 章 拠点に関する作業手順	81
6-1 拠点の選定・開設	83
6-1-1 拠点の選定	85
6-1-2 拠点の開設	89
6-1-3 留意事項等	91
6-1-4 拠点レイアウトの決定（参考：基本方針 6-5-1～6-5-3）	93
6-1-5 拠点の運営（運営体制の確保）・人員管理	98
6-2 拠点の運営（入荷）	101
6-2-1 役割分担	101
6-2-2 作業手順	103
6-2-3 留意事項	107
6-3 拠点の運営（出荷）	108
6-3-1 役割分担	108
6-3-2 作業手順	110
6-3-3 留意事項	113
6-4 拠点の運営（在庫管理）	114
6-4-1 役割分担	114
6-4-2 作業手順	115
6-4-3 入出荷記録票の記入方法	118
6-5 拠点管理をする上での留意点等	119

<資料編>

資料 1. 必要拠点面積の算出方法	123
1-1 物資の必要量	123
1-2 必要保管スペースの算出法	124
1-3 作業時間・必要人員数の推計基準	126
1-3-1 前提条件	126
1-3-2 必要人員数、作業時間の推計例	127
資料 2. 拠点候補施設リスト	128
資料 3. コンタクトリスト	138
資料 4. 帳票類	141

付図